

指定居宅介護支援【重要事項説明書】(令和8年4月1日現在)

1. 担当介護支援専門員

氏名 _____ 連絡先 048-613-2825

2. 事業所の概要

①居宅介護支援事業所の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	居宅介護支援センター三愛
所在地	さいたま市桜区田島四丁目1577番地2
介護保険事業所番号	1176505632
サービスを提供する地域	さいたま市桜区、南区、浦和区、中央区

②事業所の職員体制

職種	資格	常勤	非常勤	計
管理者	介護福祉士	1名	0名	1名
介護支援専門員	社会福祉士等	2名	0名	2名
事務員	—	1名	0名	1名

※管理者は、介護支援専門員を兼務、介護支援専門員に重複して記載。

※基本料金の変更に該当しない職員体制の変更については、介護報酬改定に伴う重要事項説明書の変更時に合わせて交付する。

③営業日及び営業時間

実施時間	午前 9:00～午後 5:00
実施日	下記を除く平日
休業日	日曜日・国民の休日 (12月31日～ 1月 3日)

3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

- ①重要事項の説明と契約書の締結(契約開始)
- ②面接等による状態(心身の状況やニーズ等)の把握(アセスメント)
- ③担当の介護支援専門員による居宅サービス計画原案の作成
- ④サービス担当者会議の実施(ICT活用:テレビ電話装置等含む)
- ⑤居宅サービス計画の確定
- ⑥居宅サービス計画に対するご利用者又はご家族(成年後見制度含む)の同意、交付
- ⑦サービスの提供開始
- ⑧居宅サービス計画の実施状況等の把握(モニタリング)及び評価
(ICT活用、他事業所との連携含む)

4. 利用料金（※令和6年4月1日介護報酬改正に基づく算定料金）

（1）基本料金

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるため、自己負担はありません。

※介護保険料の滞納等により、法定代理受領をできなくなった場合は、要介護度に応じて下記の金額を当事業所にお支払いいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。この証明書を後日お住まいの市区町村に提出されますと、全額払い戻しを受けられます。

居宅介護支援費Ⅰ	①要介護1・2	12,000円
	②要介護3～5	15,592円

※介護支援専門員一人あたりの担当件数が40件未満である場合。

※看取り期におけるサービス利用に至らなかった場合の評価

- ・居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院等にケアマネジメント業務を行ったものの利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合に必要なケアマネジメント業務や給付管理のための準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同等に扱うことが適当と認められるケースについて、居宅介護支援の基本報酬の算定を行う。

特定事業所加算Ⅲ	3,569円
----------	--------

ア多様化・複雑化する課題に対応するための取組を促進する観点から、「ヤングケアラー、障害者、生活困窮者、難病患者等、他制度に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること」を要件とするとともに、評価の充実を行う。

イ（主任）介護支援専門員の専任要件について、居宅介護支援事業者が介護予防支援の提供や地域包括支援センターの委託を受けて総合相談支援事業を行う場合は、これらの事業との兼務が可能である旨を明確化する。

ウ事業所における毎月の確認作業等の手間を軽減する観点から、運営基準減算に係る要件を削除する。

エ介護支援専門員が取り扱う1人当たりの利用者数について、居宅介護支援費の見直しを踏まえた対応を行う。

初回加算	3,315円
------	--------

※・新規に居宅サービス計画を作成する場合に加算。

- ・ご利用者の要介護状態が要支援から要介護に変更となった場合。
- ・ご利用者の要介護状態区分が2区分以上変更された場合。
- ・2か月以上居宅サービス利用が無く、再開する場合。

入院時医療情報連携加算 I	2, 7 6 3 円
入院時医療情報連携加算 II	2, 2 1 0 円

- ・ I 利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。

※入院日以前の情報提供を含む（提供方法は問わない）。

※営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む。

- ・ II 利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。

※営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合は、その翌日を含む（提供方法は問わない）。

- ・ I、II 共、1月に1回を限度とする（同時算定不可）。

退院・退所加算	カンファレンス参加 無し	カンファレンス参加 有り
連携 1 回	4, 9 7 3 円	6, 6 3 0 円
連携 2 回	6, 6 3 0 円	8, 2 8 7 円
連携 3 回	—————	9, 9 4 5 円

※ご利用者が医療機関・介護保険施設等から退院・退所時にあたって当該病院等の職員と面談を行い、必要な情報の提供を受け居宅介護サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合（連携3回については、そのうち1回以上について、入院中の担当医等と退院カンファレンス等に参加して、退院退所後の在宅での療養上必要な説明を行った場合に限る）。また、カンファレンス要件については、退院・退所後に福祉用具の貸与が見込まれる場合は、必要に応じ、福祉用具専門員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加するもの。

通院時情報連携加算	5 5 2 円
-----------	---------

※利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師又は歯科医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合は、利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。

緊急時等居宅カンファレンス加算	2, 2 1 0 円
-----------------	------------

※・病院又は診療所の求めにより、当該病院等の医師と共にご利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合（1月に2回を限度とする）。

※・24時間連絡がとれる体制を確保し、かつ、必要に応じて、指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備。

- ・在宅で死亡した利用者（対象疾患を末期の悪性腫瘍に限らず、医師が回復の見込みがないと診断）に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合
- ・『人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン』等の内容に沿った取り組みを行う。

（2）交通費

前記2①（さいたま市）のサービスを提供する地域にお住まいの方は、無料です。ただし、入院・入所中で退院・退所後の居宅介護支援に係るご相談等で、さいたま市以外の地域にご訪問する場合には、公共の交通機関を使用しての交通費をお支払いいただきます。

（3）解約料

ご利用者のご都合により解約した場合でも、解約料はいただきません。

5. 当事業所の居宅介護支援サービスの特徴

（1）運営の方針

- 要介護状態等にあるご利用者が、可能な限りその居宅におき、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように支援いたします。
- ご利用者の心身状態またはおかれている環境に応じて、ご利用者の選択に基づいた適切な介護サービス、保健福祉サービス及び医療サービスが、多様な事業所から総合的かつ効果的に提供されるよう支援いたします。
- 居宅介護支援の提供にあたっては、ご利用者の意思及び人格を尊重するとともに、ご利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定のサービス事業所に不当に偏ることのないよう、公正中立に事業を実施いたします。
- ケアマネジメントの公正中立を図る観点から、ご利用者へ居宅サービス計画書に位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であり、かつ、当該事業所を居宅サービス計画書に位置付けた理由を求めることが可能であることを説明致します。

○前6カ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合、同一事業者によって提供されたものの割合について、利用者又はその家族対し、介護サービス情報公表制度において公表している旨を説明し、理解を得るように努めます。

○市区町村、シニアサポートセンター（地域包括支援センター）、在宅介護支援センター、他の居宅介護支援事業所、介護保険施設、医療機関等との連携に努めます。

○従業者の教育研修を重視し、提供するサービスの質の向上に努めます。

○医療機関との連携

- ① 利用者が医療系サービスの利用を希望する場合等は、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めるとともに、この意見を求めた主治の医師等に対して居宅サービス計画書を交付します。

※特に通所・訪問リハビリテーションを位置付ける際に意見を求める「主治の医師」に、入院中の医療機関の医師を含む。

- ② 主治の医師等が適切な判断を行えるよう、訪問介護事業所等から伝達を受けた口腔に関する問題や薬剤状況等の利用者の状態やモニタリング等の際に介護支援専門員自身が把握した利用者の状態等について、介護支援専門員から主治の医師等に必要な情報伝達を行います。

- ③ 事業所の介護支援専門員は、事業の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者が入院した場合に担当介護支援専門員の氏名や連絡先等の情報を入院医療機関の職員等に提供するように協力をお願いします。

(2) 居宅介護支援実施概要等

○居宅サービス計画の作成方法

身体機能、精神心理面、社会環境面の3つの側面から、ご利用者の状況を総合的に捉え、ご利用者のご相談内容に対応できる課題分析を採用し、居宅サービス計画を作成いたします。また、原則として1ヶ月に1度の居宅訪問（その他必要に応じて随時実施）、1ヶ月に1度のサービス実施状況の把握や記録、必要時サービス担当者会議の開催（オンライン開催含む）、意見照会等を行い、常に提供するサービスの質の向上に努めます。

○他のサービス事業所との連携によるモニタリング

以下の要件を満たした上で、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用したモニタリング（オンラインモニタリング）を行う場合があります。

1. 利用者の同意を得ること。
2. サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治医、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

- ・利用者の状態が安定している。
- ・利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができること
(家族のサポートがある場合も含む)
- ・テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業者との連携により情報を収集する。

3. 少なくとも2月に1回(介護予防支援の場合は6月に1回)は利用者の居宅を訪問して記録する。

○身体的拘束等の適正化の推進

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

(3) サービス利用のために

事項	有無	備考
介護支援専門員の変更	○	変更を希望される方はご相談ください
課題分析の方法	○	介護ソフト「カ体 ^o ヶ」による
介護支援専門員への研修	○	採用時研修 採用後3カ月以内 継続研修 年2回

(4) 居宅介護支援の業務範囲外の内容

ケアマネジャーは、ケアプラン作成やサービスの調整等を行いますが、下記に示すような内容は業務範囲外となります。これらの例の様なご要望に対しては、必要に応じて他の機関や他の専門職等をご紹介します。

居宅介護支援の業務範囲外の主な内容例	<ul style="list-style-type: none"> ・救急車への同乗 ・入退院時の手続きや生活用品調達等の支援 ・家事の代行業務 ・直接の身体介護 ・金銭管理
--------------------	---

6. 事故発生時、緊急時の対応等

①当事業所がご利用者に対して行う居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、必要な措置を講じ、速やかにご利用者のご家族、市区町村に連絡を行います。また、当事業所がご利用者に対して提供しました居宅介護支援により、損害賠償をすべき事故が発生した場合には、その損害賠償を速やかに行います。

②本人・代理人等へ連絡がつかず、施錠等で住居にも立ち入れない状況により、当該事業所が緊急入室等の必要性があると判断した場合、警察の要請を行い、窓、鍵等を破損して入室する場合がある。これによって生じた損害については、刑法第 35 条及び刑法第 37 条、民法第 698 条により賠償する責任を負わないものとする。

7. サービス内容に関する相談・苦情等

①当事業所のご相談・苦情等窓口（受付時間 月～土曜日 午前 9時から午後 5時）

担当 管理者 吉田 航 048-613-2825

※緊急時には、上記時間帯以外でも、ご連絡ください。当事業所のケアマネジャーが輪番制で、転送用の携帯電話を24時間所持し、必要に応じて対応します(留守番電話対応含む)。

サービスの提供及び個人情報の取り扱いに関する相談または苦情があった場合は、ご利用者の状況を詳細に把握するために必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認等を行い、ご利用者の立場を考慮しながら事実関係の特定を慎重に行います。相談担当者は、対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、ご利用者へは、対応方法を含めた結果報告を行います。

②当事業所以外に、県や市区町村の相談・苦情窓口、お住まいを管轄するシニアサポートセンター（地域包括支援センター）でも受け付けています。

・さいたま市 桜区 高齢介護課 048-856-6178

南区 高齢介護課 048-844-7178

浦和区 高齢介護課 048-829-6153

中央区 高齢介護課 048-840-6068

・さいたま市 長寿応援部 介護保険課 048-829-1264

・さいたま市 社会福祉協議会 さいたま市高齢・障害者権利擁護センター

048-834-3132

・埼玉県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情対応係

048-824-2568

・埼玉県 社会福祉協議会 埼玉県運営適正化委員会

048-822-1243

※ご相談・苦情等がある場合には、上記の担当者までご連絡ください。このことにより、ご利用者にとって不利な取扱いになることは決してありません。

8. 個人情報の取り扱いについて

サービス提供を行うもの及び苦情処理にあたるものについては守秘義務を遵守し、ご利用者様ご本人及びご家族の個人情報の取り扱いについては文書による合意を得て行います。附属別紙のとおり。

9. 業務継続計画(BCP)の措置

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画：BCP）を策定すること・当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとします。

10. 虐待の防止のための措置

事業所は、虐待の発生又は、その再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとします。

- ①虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。
- ②虐待の防止のための指針を整備する。
- ③介護支援専門員に対し、虐待のための研修を定期的実施する。
- ④前③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- ⑤サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

11. 当法人の概要

名称・法人種別	医療法人社団 松弘会
代表者役職・氏名	理事長 濟陽 義久
本団体 所在地	〒338-0837 埼玉県さいたま市桜区田島4-35-17
営業所等	◎病院・クリニック 3カ所 ◎介護老人保健施設 2カ所 ◎短期入所療養介護 2カ所 ◎通所リハビリ事業所 2カ所 ◎訪問リハビリ事業所 2カ所 ◎居宅介護支援事業所 3カ所

1 2. 要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明
ご利用者が要介護認定申請後、認定結果が出るまでの間、ご利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

① 提供する居宅介護支援について

- ・ご利用者が要介護認定までに、居宅介護サービスの提供を希望される場合には、この契約締結後迅速に居宅サービス計画を作成し、ご利用者にとって必要な居宅介護サービス提供のための支援を行います。
- ・居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容がご利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置付けることのないように配慮しながら計画の作成に努めます。
- ・作成した居宅サービス計画については、認定後にご利用者の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

② 要介護認定後の契約の継続について

要介護認定後、ご利用者に対して、この契約の継続についての意思確認を行います。この時、ご利用者から当事業所に対してこの契約を解約する旨の申し入れがあった場合には契約は終了し、解約料はいただきません。また、ご利用者から当事業所へ解約のお申し入れがない場合には、契約は継続されるものとします。

要介護認定の結果、自立（非該当）となった場合の利用料については、頂きません。

③ 注意事項

要介護認定の結果が不明なため、ご利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- (1) 要介護認定の結果、自立（非該当）または要支援となった場合には、認定前に提供された居宅介護サービスに関する利用料は、原則的にご利用者にご負担頂くこととなります。
- (2) 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付がされないサービスにかかる費用の全額をご利用者においてご負担いただくこととなります。

1 3. 居宅介護支援事業者が市町村から指定を受けて介護予防支援を行う場合の取扱い

地域包括支援センターと介護予防支援の委託契約を締結している事業所は、指定申請の手続きを行い『さいたま市地域包括支援センター運営協議会』による意見聴取を経てさいたま市による指定を受けることで指定介護予防支援事業者の指定を受けられます。

なお、指定介護予防支援事業者の指定を受けなくても、従前のおり、地域包括支援センターと委託契約を締結することで介護予防支援の業務を受託することは可能です。また、介護予防ケアマネジメントについては、従前通り地域包括支援センターからの受託が必要となります。

14. 事業所の運営規定の概要等の重要事項等について書面掲示に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、原則として重要事項等の情報をウェブサイト(法人のホームページ又は情報公表システム上に掲載・公表するものとする。

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して【契約書】及び本書面【重要事項説明書】に基づき、説明しました。

事業所 [所在地] 埼玉県さいたま市桜区田島 四丁目1577番地2
[名称] 居宅介護支援センター三愛
[指定番号] 1176505632
[説明者] _____

私は、【契約書】及び本書面【重要事項説明書】に基づき、事業所から居宅介護支援について交付、説明を受け、同意しました。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

利用者 [住所] _____

[氏名] _____

(代理人) [住所] _____

[氏名] _____ 続柄 (_____)

(附属別紙)

個人情報使用同意書

私(利用者)及びその家族の個人情報については、以下に記載するとおり必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1. 使用する目的

- (1) 居宅サービス計画に基づき、居宅介護サービス等を円滑に実施されるサービス担当者会議(テレビ電話等のオンライン開催含む)及びサービス事業所等との連絡調整において必要な場合
- (2) 利用者が自らの意思によって介護保険施設等に入所されることに伴う必要最小限の情報の提供
- (3) その他サービス提供で必要な場合、行政の開催する地域ケア会議等

2. 内容

- (1) 氏名、住所、健康状態、家庭状況等、事業所が居宅介護支援を行うために最小限必要な利用者や家族個人に関する情報
- (2) 認定調査票(74項目及び特記事項)、主治医意見書、介護認定審査会における判定結果の意見(認定結果通知書)

3. 使用する事業所の範囲

利用者が提供を受けるすべてのサービス事業所

4. 使用する期間

契約で定める期間

5. 条件

- (1) 個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係者以外の物には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと
- (2) 個人情報を使用した会議においては、出席者、議事内容等を記録しておくこと

医療法人社団 松弘会 居宅介護支援センター三愛 御中

令和 年 月 日

利用者 [氏名] _____

(代理人) [氏名] _____ 続柄 ()

家族 [氏名] _____ 続柄 ()